

2024年3月11日

各位

会社名 焼津水産化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 潤
(コード番号：2812 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営統括本部長 中島 正民
(TEL：054-202-6030)

会社名 J u m p L i f e 株式会社
代表者名 代表取締役 稲葉 敦央

(変更) Jump Life 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「焼津水産化学工業株式会社（証券コード：2812）株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

Jump Life 株式会社は、焼津水産化学工業株式会社の普通株式に対する公開買付けに関する2024年2月6日付公開買付届出書について、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年3月11日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2024年2月5日付「焼津水産化学工業株式会社（証券コード：2812）株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2024年2月29日付で提出した「(訂正) Jump Life 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、Jump Life 株式会社（公開買付者）が、焼津水産化学工業株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年3月11日付「(変更) Jump Life 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う「焼津水産化学工業株式会社（証券コード：2812）株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2024年3月11日

各位

会社名 Jump Life 株式会社
代表者名 代表取締役 稲葉 敦央

(変更) Jump Life 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う
「焼津水産化学工業株式会社(証券コード:2812)株式に対する公開買付けの
開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

Jump Life 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している焼津水産化学工業株式会社(以下「対象者」といいます。)の普通株式を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2024年2月6日より開始しております。

今般、公開買付者が、2024年3月11日付で、本公開買付けの成立の確実性を高めるために、公開買付け価格を1,350円から1,438円に、買付予定数の下限を7,628,200株(所有割合66.67%)から6,865,400株(所有割合60.00%)まで引き下げることを決定したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書(2024年2月19日付及び2024年2月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含み、以下「本公開買付届出書」といいます。)の記載事項の一部に変更すべき事由(公開買付け期間を、届出当初の公開買付け期間の末日である2024年3月21日から、2024年3月11日から起算して10営業日を経過した日にあたる2024年3月26日まで延長する訂正を含みます。)が生じたので、これを変更するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、また、本公開買付届出書の記載事項の一部に誤記があったことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、「焼津水産化学工業株式会社(証券コード:2812)株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2024年2月29日付で提出した「(訂正) Jump Life 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

<前略>

公開買付者は、いなば食品株式会社(以下「いなば食品」といいます。)が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、対象者の発行済みの普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得、所有し、対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的として、2024年1月23日に設立されました。

なお、本日現在において、いなば食品は、対象者株式を100株（所有割合（注）0.00%）保有しております。また、いなば食品を除くいなばグループ各社は、本日現在において、対象者株式を所有していません。

（注）対象者が2024年2月5日に提出した「2023年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数（11,450,398株）から、対象者第3四半期決算短信に記載された対象者の保有する自己株式数（但し、同日現在の監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度に係る信託が所有する対象者株式を除きます。以下同じです。）（8,142株）を控除した株式数（11,442,256株（以下「自己株式控除後発行済株式総数」といいます。））に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいい、以下同じとします。

<中略>

本公開買付けに関連して、公開買付者は、エスエスケイフーズ株式会社（以下「エスエスケイフーズ」といいます。）（本日現在における所有普通株式数1,285,800株、所有割合11.24%。筆頭株主（注））、静岡塩業株式会社（以下「静岡塩業」といいます。）（本日現在における所有普通株式数30,000株、所有割合0.26%）、株式会社ベルキャリアール（以下「ベルキャリアール」といいます。）（本日現在における所有普通株式数23,600株、所有割合0.21%）（以下、エスエスケイフーズ、静岡塩業及びベルキャリアールを総称して「鈴与グループ」、個別に「鈴与グループ各社」といいます。鈴与グループが保有する本日現在における対象者株式の合計所有普通株式数1,339,400株、当該合計に係る所有割合11.71%）との間で2024年2月5日付けで公開買付応募契約をそれぞれ締結し、鈴与グループ各社から、応募時点で所有する対象者株式の全て（本日現在における合計所有普通株式数1,339,400株、当該合計に係る所有割合11.71%）について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

（注）対象者の株主の順位に関しては、対象者が2023年11月10日に提出した第65期第2四半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」に記載の株式数を元に記載をしています。以下同じです。

また、対象者は、2024年1月31日に、株式会社シティインデックスイレブンス（所有普通株式数100株、所有割合0.00%）（以下「シティインデックスイレブンス」といいます。）、株式会社南青山不動産（所有普通株式数1,122,700株、所有割合9.81%。第2位の株主）及び株式会社エスグラントコーポレーション（所有普通株式数62,900株、所有割合0.55%）（以下、シティインデックスイレブンス、株式会社南青山不動産及び株式会社エスグラントコーポレーションを「シティインデックスイレブンスら」と総称します。シティインデックスイレブンスらが保有する本日現在における対象者株式の合計所有普通株式数1,185,700株、当該合計に係る所有割合10.36%）から、シティインデックスイレブンスらが保有している対象者株式の全てについて、公開買付者が公開買付価格を1株当たり1,350円以上として本公開買付けを開始した場合、本公開買付けに係る公開買付期間中に、市場での売却又は本公開買付けへの応募を通じて処分する旨の意向を確認しているとのことです。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、7,628,200株（所有割合66.67%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限は、自己株式控除後発行済株式総数（11,442,256株）に係る議決権の数（114,422個、1単元（100株）未満に係る数を切り捨てています。）の3分の2（小数点以下を切り上げ）に相当する議決権の数（76,282個）に対象者株式1単元（100株）を乗じた株式数（7,628,200株）としております。公開買付者がかかる買付予定数の下限（7,628,200株）を設定したのは、本公開買付けは対象者株式を非公開化することを目的としておりますところ、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合の手続を実施する場合には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているためであり、公開買付者単独において特別決議を成立させることができるように設定したものです。また、当該株式数は、公開

買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」を充足する株式数となります。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限(7,628,200株、所有割合66.67%)以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための手続の実施を要請する予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、いなば食品において、株式会社静岡銀行（以下「静岡銀行」といいます。）から借入れた上で（以下「本銀行融資」といいます。）、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、いなば食品が公開買付者に貸付けを行うことにより賄うことを予定しており、かかる資金をもって、本公開買付けの決済に要する資金に充当する予定です。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、いなば食品が静岡銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

(変更後)

<前略>

公開買付者は、いなば食品株式会社(以下「いなば食品」といいます。))が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、対象者の発行済みの普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得、所有し、対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的として、2024年1月23日に設立されました。

なお、本日現在において、いなば食品は、対象者株式を100株(所有割合(注)0.00%)保有しております。また、いなば食品を除くいなばグループ各社は、本日現在において、対象者株式を所有しておりません。

(注) 対象者が2024年2月5日に提出した「2024年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。))に記載された2023年12月31日現在の発行済株式総数(11,450,398株)から、対象者第3四半期決算短信に記載された対象者の保有する自己株式数(但し、同日現在の監査等委員でない取締役(社外取締役を除きます。))を対象とする株式報酬制度に係る信託が所有する対象者株式を除きます。以下同じです。)(8,142株)を控除した株式数(11,442,256株(以下「自己株式控除後発行済株式総数」といいます。))に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。))をいい、以下同じとします。

<中略>

本公開買付けに関連して、公開買付者は、エスエスケイフーズ株式会社(以下「エスエスケイフーズ」といいます。)) (本日現在における所有普通株式数1,285,800株、所有割合11.24%、第2位の株主(注))、静岡塩業株式会社(以下「静岡塩業」といいます。)) (本日現在における所有普通株式数30,000株、所有割合0.26%)、株式会社ベルキャリアール(以下「ベルキャリアール」といいます。)) (本日現在における所有普通株式数23,600株、所有割合0.21%) (以下、エスエスケイフーズ、静岡塩業及びベルキャリアールを総称して「鈴与グループ」、個別に「鈴与グループ各社」といいます。鈴与グループが保有する本日現在における対象者株式の合計所有普通株式数1,339,400株、当該合計に係る所有割合11.71%)との間で2024年2月5日付けで公開買付応募契約をそれぞれ締結し、鈴与グループ各社から、応募時点で所有する対象者株式の全て(本日現在における合計所有普通株式数1,339,400株、当該合計に係る所有割合11.71%)について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

(注) 対象者の株主の順位に関しては、対象者が2023年11月10日に提出した第65期第2四半期報告書の「第一部 企業情報」の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」に記載の株式数及び3D Investment Partners Pte. Ltd. が2024年2月14日に提出した大量保有報告書の変更報告書の「第2 提出者に関する

る事項」の「1 提出者（大量保有者）／1」の「(4) 上記提出者の保有株券等の内訳」の「① 保有株券等の数」に記載の株式数を元に記載をしています。以下同じです。

また、対象者は、2024年1月31日に、株式会社シティインデックスイレブンス（所有普通株式数100株、所有割合0.00%）（以下「シティインデックスイレブンス」といいます。）、株式会社南青山不動産（所有普通株式数1,122,700株、所有割合9.81%。第3位の株主）及び株式会社エスグラントコーポレーション（所有普通株式数62,900株、所有割合0.55%）（以下、シティインデックスイレブンス、株式会社南青山不動産及び株式会社エスグラントコーポレーションを「シティインデックスイレブンスら」と総称します。シティインデックスイレブンスらが保有する本日現在における対象者株式の合計所有普通株式数1,185,700株、当該合計に係る所有割合10.36%）から、シティインデックスイレブンスらが保有している対象者株式の全てについて、公開買付者が公開買付価格を1株当たり1,350円以上として本公開買付けを開始した場合、本公開買付けに係る公開買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に、市場での売却又は本公開買付けへの応募を通じて処分する旨の意向を確認しているとのことです。

加えて、公開買付者は、2024年3月7日に、3D Investment Partners Pte. Ltd.（所有普通株式数1,580,700株、所有割合13.81%。筆頭株主）（以下「3D Investment Partners」といいます。）から、3D Investment Partnersが運用するファンドが保有している対象者株式の全てについて、公開買付期間中に、市場での売却又は本公開買付けへの応募を通じて処分する旨の意向を確認しています。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、6,865,400株（所有割合60.00%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限は、自己株式控除後発行済株式総数（11,442,256株）に係る議決権の数（114,422個、1単元（100株）未満に係る数を切り捨てています。）の60%（小数点以下を切り上げ）に相当する議決権の数（68,654個）に対象者株式1単元（100株）を乗じた株式数（6,865,400株）としております。

公開買付者は、本公開買付けの開始の時点において、買付予定数の下限を7,628,200株（所有割合66.67%）としておりますが（これは、本公開買付けが対象者株式を非公開化することを目的としておりますところ、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく対象者株式の併合の手続を実施する場合には、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているためであり、公開買付者単独において特別決議を成立させることができるように設定したものです。）、対象者株式の市場株価が本買付条件変更前の本公開買付けの公開買付価格である1株当たり1,350円を数円上回る取引が複数回発生したことから（例えば、2024年2月15日、市場内の立会取引として1株当たり1,353円の売買が成立しています。）、2024年2月16日、対象者より、対象者株式の非公開化に支障が生じない範囲において、本公開買付けの成立の確実性を高めることを目的として、公開買付価格の引き上げ及び買付予定数の下限の引き下げを含む本公開買付けの条件変更の検討の要請を受けました。

これを受けて、公開買付者は、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「EY」といいます。）から、①2019年6月28日に経済産業省により策定された「公正なM&Aの在り方に関する指針」の「第3章 実務上の具体的対応（公正性担保措置）」の「3.5 マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定」において「特に近年の我が国の資本市場の動向としてパッシブ・インデックス運用ファンド（注1）の規模が拡大しているところ、その中には、取引条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わない投資家も存在する」と指摘されていること、②一般にパッシブ・インデックス運用ファンドは、取引条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わないものの、その後のスクイーズアウトに係る臨時株主総会においては賛成の議決権行使を行う傾向にあることの報告を2024年2月16日に受けたことから、公開買付者は、同日、公開買付者が本公開買付けにより取得する普通株式に係る議決権の数に加え、パッシブ・インデックス運用ファンドが所有する株式に係る議決権の数を合算することで、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案が対象者の臨時株主総会において現実的に承認される水準（総株主の議決権の3分の2の取得）を確保することができれば、当該臨時株主総会において本株式併合に係る議

案が成立する蓋然性は高いと考えるに至りました（注2）。そこで、2024年2月16日、公開買付者は、EYを通じて、対象者に対して、パッシブ・インデックス運用ファンドが保有する対象者株式の試算を報告するよう依頼しました。

（注1）「パッシブ・インデックス運用ファンド」とは、株式をはじめとする投資対象資産の市場のベンチマークとなる株価指数等の指数（インデックス）と投資成果が連動することを目的として運用することにより、市場平均並みの収益率を確保することを目指すファンドを意味します。

（注2）なお、公開買付者は、2024年3月6日に、EYから、対象者株式の市場株価が本公開買付けの公開買付価格である1株当たり1,350円を上回る事態が複数回発生しているものの、それ以降においても1,350円未満の終値で取引を終えている日が複数存在していることから（例えば、2024年2月15日、2月29日、3月1日、3月4日）、依然として本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性については市場から支持を得られているものと考えられるため、「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」を充足する株式数を公開買付けにおける買付予定数の下限として設定した上で、本公開買付けが成立した場合、パッシブ・インデックス運用ファンドとしても、一般的に指摘される傾向（原則として公開買付けへの応募を行わないものの、その後のスクイーズアウトに係る臨時株主総会においては賛成の議決権行使を行う傾向）に従った対応をとることが想定される旨の助言を受けています。

2024年2月26日、公開買付者は、対象者より、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社から2024年2月15日現在の対象者の株主名簿を前提として、パッシブ・インデックス運用ファンドが577,700株（所有割合：5.05%）に相当する対象者株式を保有している旨の推計結果を得たとの報告を受けました。

当該報告を踏まえて、公開買付者は、EYに対して、本公開買付けが成立した場合における本株式併合に係る議案が成立する蓋然性について再度検討を依頼したところ、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する株式数（その場合想定される最低値は所有割合にして60.00%）及びパッシブ・インデックス運用ファンドが所有する株式数（同約5.05%）を合計した株式数（同約65.05%）は、本株式併合に係る議案が上程される株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率（約66.67%）に照らせば、当該臨時株主総会の議決権行使比率が約97.57%以下であれば確実に可決されることを意味するとEYは考えていることの報告を受けました。加えて、公開買付者は、EYから本株式併合に係る議案の成立に必要な所有株式数は、概ね、所有割合に換算して、全体の所有割合（100.00%）に対象者の直近5期（注3）の定時株主総会における議決権行使比率の最高値（約80.02%）（注4）及び株主総会の特別決議の可決に要する議決権比率（約66.67%）を乗じた割合（約53.35%）であると考えられるところ、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する株式数（その場合想定される最低値は所有割合にして60.00%）及びパッシブ・インデックス運用ファンドが所有する株式数（同約5.05%）を合計した株式数（同約65.05%）は、当該水準（約53.35%）を優に超えると推計されることから、本株式併合に係る議案を成立させるには十分に保守的な水準であることが見込まれる旨の報告を2024年2月28日に受けました。以上を踏まえて、公開買付者は、2024年2月28日に、自己株式控除後発行済株式総数（11,442,256株）に係る議決権の数（114,422個）の60%（小数点以下を切り上げ）に相当する議決権の数（68,654個）に対象者株式1単元（100株）を乗じた株式数（6,865,400株）を買付予定数の下限とすることとし、それを実現するために、2024年2月29日、本公開買付けを含む本取引に要する資金のいなば食品による借入元である静岡銀行（以下に定義します。以下同じです。）と協議を開始しました。その後、公開買付者は、2024年3月8日、本銀行融資（以下に定義します。）に係る融資条件のうち買付予定数の下限を6,865,400株（所有割合60.00%）まで引き下げる旨の条件の変更について静岡銀行と合意ができたことから、当該合意内容に沿って修正された融資証明書を2024年3月11日、静岡銀行より取得しました。

（注3）公開買付者は、EYから、本株式併合に係る議案の成立に必要な所有株式数を検討するにあたっては、対象者における直近の株主総会における議決権行使比率が最も参考になると考えられるところ、単年のデータのみを参考値とすることについては必ずしも十分ではないという見方もあり得るところから、保守的に過去5年間の議決権行使比率の最大値を算出し、分析することが適切である旨の報告を受けています。

(注4) 対象者有価証券報告書によれば、2023年6月開催の第64回定時株主総会の基準日における議決権の数は114,256個でしたが、2023年6月26日付の臨時報告書によれば、実際に行使された議決権の数は全議案平均90,753個(小数点以下を四捨五入しています。)であり、行使された議決権は議決権の数全体に対して約79.43%(小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、議決権行使比率の計算について他に取扱いを定めない限り同じです。)に相当します。同様に議決権行使比率を算定すると第63回定時株主総会は約79.93%、第62回定時株主総会は約80.02%、第61回定時株主総会は約78.59%、第60回定時株主総会は約78.95%となり、対象者の直近5期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値は約80.02%となります(なお、対象者の直近5期の定時株主総会における平均議決権行使比率は約79.38%となります。)。

また、公開買付者は、上記のとおり2024年2月16日に対象者から本公開買付価格の引き上げの要請を受けていたことから、本公開買付価格(以下に定義します。以下同じです。)の増額の検討も行うこととしました。

そして、公開買付者は、本公開買付けの開始の時点において、本公開買付価格を1,350円と定めていたところ、対象者株式の市場株価が本公開買付けの開始日(2024年2月6日)以降、本公開買付けの公開買付価格である1株当たり1,350円を上回る事態が複数回発生しているものの、2024年2月28日を除き、1,360円を超えない範囲で推移していることを踏まえて、本公開買付価格を1,360円に引き上げた場合、本公開買付価格以上の金額で対象者株式を取得された対象者の株主の皆様からの本公開買付けへの応募も見込まれることから、本公開買付けの成立の確実性を高めることができると考えるに至り、2024年3月4日、本公開買付価格を1,350円から1,360円に引き上げる旨を対象者に伝えました。

これに対して、対象者は、公開買付者に対して当該提案を検討する旨を伝えた後、本公開買付けの成立の確実性をより高めるべく、2024年2月14日及び同月15日付で大量保有報告書の変更報告書を提出した、3D Investment Partnersに対して本公開買付けの成立に向けた協力を仰ぐべく、2024年3月6日、3D Investment Partnersと面談の機会を持ち、3D Investment Partnersに対し、公開買付者と合意可能な本公開買付価格の水準を検討いただきたいとの要請を行ったとのことです。これに対し、対象者は、3D Investment Partnersから、本公開買付けが企業価値向上のための最善の選択肢であるか、本公開買付価格に妥当性があるかについて適切な検討を行ってほしいとの回答を受けたとのことです。これを受けて、対象者は企業価値向上及び少数株主保護という観点から再度検討を行い、2024年3月7日、公開買付者に対し、3D Investment Partnersから示された意向及び対象者の検討結果を説明した上、本公開買付価格を、公開買付者が提案する1株当たり1,360円から、1株当たり1,440円に引き上げることの検討を要請したとのことです。

対象者からの要請を受け、公開買付者は、2024年3月7日、3D Investment Partnersに対し、本公開買付価格を1株当たり1,438円に引き上げる旨の提案を行い、2024年3月7日、3D Investment Partnersから、公開買付期間中に、その運用するファンドが保有する対象者株式の全部を市場での売却又は本公開買付けへの応募を通じて処分する意向である旨の伝達を受けました(以下、買付予定数の下限を6,865,400株(所有割合60.00%)まで引き下げることと本公開買付価格を1,438円に引き上げることを「本買付条件変更」と総称します。)。

なお、公開買付者は、2024年3月7日、本買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を変更しないことの決定をしており、その旨を、同日、対象者に伝達しております。

本買付条件変更後の買付予定数の下限となる株式数は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」を充足する株式数となります。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限(6,865,400株(所有割合60.00%))以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け終了後に、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が

所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための手続の実施を要請する予定です。

なお、本公開買付けにおいては上記のとおり買付予定数の下限を6,865,400株(所有割合60.00%)と設定していることから、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2を下回る場合、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続として行われる本株式会社併合の議案が臨時株主総会で承認されない可能性が想定されます。しかし、当該承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的とし、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における対象者の株主の所有状況及び属性並びに市場株価の動向も踏まえたうえで、株式会社併合その他スクイーズアウト手続に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、市場内外での買付け等を含めたあらゆる手法により(但し、当該価格は、本公開買付価格と比較して、当該追加取得に応じて売却をいただく株主の皆様にとって経済的に不利益と評価されることのない合理的な価格(対象者が株式会社併合又は株式分割を実施するなど、調整を要する事象が発生しない限り、原則として本公開買付価格と同額)といたします。)、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を行う方針ですが、現時点において決定している事項はありません。

公開買付者は、本公開買付けの開始時において、公開買付期間を2024年2月6日(火曜日)から2024年3月21日(木曜日)まで(30営業日)とそれぞれ定めておりましたが、上記のとおり、2024年3月7日、本買付条件変更を決定したことに伴い、法令に基づき、公開買付期間を訂正届出書の提出日である2024年3月11日から起算して10営業日を経過した日に当たる2024年3月26日まで延長することといたしました。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、いなば食品において、株式会社静岡銀行(以下「静岡銀行」といいます。)から借入れた上で(以下「本銀行融資」といいます。)、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに、いなば食品が公開買付者に貸付けを行うことにより賄うことを予定しており、かかる資金をもって、本公開買付けの決済に要する資金に充当する予定です。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、いなば食品が静岡銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2024年2月6日(火曜日)から2024年3月21日(木曜日)まで(30営業日)

(変更後)

2024年2月6日(火曜日)から2024年3月26日(火曜日)まで(33営業日)

(4) 買付け等の価格

(変更前)

普通株式1株につき、金1,350円

(変更後)

普通株式1株につき、金1,438円

(5) 買付予定の株券等の数

(変更前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	11,442,256(株)	7,628,200(株)	—(株)

合計	11,442,256 (株)	<u>7,628,200</u> (株)	－ (株)
----	----------------	----------------------	-------

(変更後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	11,442,256 (株)	<u>6,865,400</u> (株)	－ (株)
合計	11,442,256 (株)	<u>6,865,400</u> (株)	－ (株)

(6) 決済の開始日

(変更前)

2024年3月28日(木曜日)

(変更後)

2024年3月29日(金曜日)

以上

【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、株式売却の申込みを勧誘する目的で作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含む。）第 13 条(e)又は第 14 条(d)は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容ではありません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 公開買付者及び対象者の財務アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関連会社は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。
- ・ 公開買付者及びその関連会社は、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b)の要件に従い、(i)日本の金融商品取引法その他の適用法令で許容される範囲内で、かつ、(ii)本プレスリリースに記載した範囲内で、公開買付けの開始前に、対象者株式を購入し、又は購入に向けて何らかの行為を行うことができます。なお、当該買付けに関する情報が日本で開示された場合、当該情報の開示は米国においても同様に行われる予定です。
- ・ 会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含む。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

- ・ 一部の国や地域では、本プレスリリースの発表、発行、配布に制限が課される場合があります。そのような場合は、当該制限に留意し、遵守をお願いいたします。本公開買付けの実施が違法である国又は地域においては、本プレスリリースを受領した後であっても、当該受領は、本公開買付けに係る株式の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を構成するものではなく、有益な目的のためにのみ資料を配布したものとみなされます。